

平成23年度以降入学生適用

(趣旨)

第1条 本細則は、東北学院大学学則第21条の規定に基づき履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第2条 卒業単位は、124単位以上を修得しなければならない。

第3条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科(昼間主コース・夜間主コース)

教養教育科目	第1類	10		
	第2類	6		
	第3類	10		
	第4類	2		
小 計		28		
外国語科目	第1類	4		
	第2類	2		
	小 計	6		
専門教育科目	第1類	学科共通必修科目	12	20
		学科共通必修科目を除く科目	8	
	第2類～第5類	コース必修科目	12	44
		専修分野必修科目	12	
		コース必修科目及び専修分野必修科目を除く科目	20	
	第6類～第7類		0	2
	第8類		2	
小 計		66		
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第7類、教職等に関する科目、他学部・他学科開講の専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目			24	
合 計		124		

- 注) 1. コース必修科目は、昼間主コース、夜間主コースそれぞれの必修科目
 2. 専修分野必修科目は、専修する分野(英語コミュニケーション分野、英米文学分野、英語学分野または総合英語研究分野)の必修科目
 3. 昼間主コースの学生は、英語コミュニケーション分野、英米文学分野、または英語学分野の中から専修分野の一つを選択し、夜間主コースの学生は総合英語研究分野を専修する。
 4. 「コース必修科目及び専修分野必修科目を除く科目」は所属する専修分野の科目

(進級要件)

第4条 3学年次への進級の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科(昼間主コース・夜間主コース)

合 計	44単位以上	教養教育科目	20単位以上
		外国語科目	4単位以上
		専門教育科目	第1類～第5類(必修から) 20単位以上

総合人文学科

教養教育科目	第1類	10
	第2類	6
	第3類	10
	第4類	2
小 計		28
外国語科目	第1類	4
	第2類	2
	小 計	6
専門教育科目	第1類	12
	第2類～第4類	38
	第5類～第7類	14
	小 計	64
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目、教職等に関する科目、他学部・他学科開講の専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		26
合 計		124

歴史学科

教養教育科目	第1類	10
	第2類	6
	第3類	4
	第4類	6
	第5類	2
小 計		28
外国語科目	第1類	4
	第2類	2
小 計		6
専門教育科目	第1類	32
	第2類	12
	第3類	10
小 計		54
教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、教職等に関する科目、他学部・他学科開講の専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		36
合 計		124

総合人文学科

合 計	44単位以上	教養教育科目	20単位以上
		外国語科目	4単位以上
		専門教育科目	第1類～第6類 20単位以上

歴史学科

合 計	52単位 以上	教養教育科目	第1類及び第3類からそれぞれ4単位を含む	20単位以上
		外国語科目		4単位以上
		専門教育科目	必修科目の8単位以上を含む	16単位以上
		上記の他に教養教育科目、外国語科目、保健体育科目 及び専門教育科目から		12単位以上

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。英文学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及びコンピュータ演習2単位、保健体育科目2単位並びに専門教育科目の中のAcademic Speaking I・II 4単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに、『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。また総合人文学科・歴史学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及びコンピュータ演習2単位、保健体育科目2単位並びに外国語科目の中の英語Ⅰ（英会話）・英語Ⅱ（英会話）のいずれか2単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(資 格)

第6条 英文学科、総合人文学科又は歴史学科において、学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者は、本学則第31条の2（別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4）の中からそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。但し、学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(開講科目及び期間)

第7条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 通年開講科目（1年間継続の講義）
- (2) 前期開講科目（前期開講前期完結講義）
- (3) 後期開講科目（後期開講後期完結講義）
- (4) 臨時開講科目（集中講義等）

(授業科目)

第8条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならないもの）
- (2) 選択必修科目（数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得するもの）
- (4) 自由科目（修得しても卒業所要単位に含まれないもの）

(開講基準)

第9条 授業科目は、学部が定める学年次の開講する。ただし、選択科目は、年度により開講しないことがある。

(受講の制限)

第10条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講資格を限定し又は、受講人数を制限することがある。

(履修登録上の制限)

第11条 各学科の履修登録制限について、次のとおり定める。

英文学科、歴史学科：1年に履修登録できる単位数の上限は48単位とする。ただし、4学年次はこの制限を設けない。また、資格関係科目については、48単位を超えて履修することができる。

2 総合人文学科：1年間に履修登録できる単位数の上限は48単位とする。ただし、資格関係科目については、48単位を超えて履修することができる。

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときは、この限りでない。

(英文学科昼間主コース・夜間主コースの乗り入れ履修範囲)

第13条 英文学科昼間主コース・夜間主コースの相互乗り入れ範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教養教育科目については、必修を除く科目。
- (2) 外国語科目については、必修を除く科目。
- (3) 保健体育科目。
- (4) 外国人留学生科目。
- (5) 専門教育科目第1類については、必修科目を除く科目。
- (6) 専門教育科目第2類から第7類については、分野必修科目を除く科目（コース必修科目は相互乗り入れ可能）。
- (7) 教職科目。

(履修登録)

第14条 受講のためには、履修登録を学事暦の定める期間中に行わなければならない。

- 2 正当な理由がなくて、前項の期間中に履修を行わない者は、受講することができない。
- 3 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。
- 4 履修登録の、変更又は追加することはできない。
- 5 一年間に同じ授業科目を二つ以上履修登録することはできない。
- 6 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の一コマを移動時間としてあけなければならない。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第15条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

- イ 日本事情Aは教養教育科目第2類2単位、日本事情Bは教養教育科目第3類の2単位
日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
- ロ 日本語Ⅰは外国語科目第1類英語Ⅰの2単位、日本語Ⅱは外国語科目第1類英語Ⅱの2単位

(転学部・復学・再入学・年度を超えた復籍をした者の履修)

第16条 転学部・転学科・再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。

又、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学者の履修)

第17条 編入学者の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、学部教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。

(単位の認定)

第18条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

2 既修得科目については、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(新入生の既修得単位の認定)

第19条 大学又は短期大学を卒業または中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の既修得単位は、60単位を限度として認定することができる。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修)

第19条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、そのすべてまたは一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。

5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、この規程の第18条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(卒業見込み証明書の発行)

第20条 第3学年次末における卒業にかかわる修得単位数が、80単位以上の者については、卒業見込み証明書を発行する。

(専修・副専修)

第21条 各学科の専修について、以下のとおり定める。

英文学科 卒業要件を満たせば、所属分野の「専修」修了を認める。また、所属分野以外の特定分野の第2類～第5類選択科目を20単位以上履修した場合には当該分野の「副専修」修了を認める。

2 総合人文学科 専門教育科目第2類(思想・哲学分野)、第3類(文化・芸術分野)、第4類(宗教・神学分野)のいずれかの類で26単位以上を修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。

3 歴史学科 日本史、アジア史、ヨーロッパ・アメリカ史、考古学、民俗学各分野において、「総合演習」「論文演習」「専門講読」「実習」および「諸問題」の中から、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得すれば、当該分野の「専修」修了を認める。

下記の「歴史学科専修修了当該科目一覧表」を参照のこと。

歴史学科専修修了当該科目一覧表

日本史分野	アジア史分野	ヨーロッパ・アメリカ史分野	考古学分野	民俗学分野
日本史総合演習A	アジア史総合演習A	ヨーロッパ・アメリカ史総合演習A	考古学総合演習A	民俗学総合演習A
日本史総合演習B	アジア史総合演習B	ヨーロッパ・アメリカ史総合演習B	考古学総合演習B	民俗学総合演習B
日本史論文演習A	アジア史論文演習A	ヨーロッパ・アメリカ史論文演習A	考古学論文演習A	民俗学論文演習A
日本史論文演習B	アジア史論文演習B	ヨーロッパ・アメリカ史論文演習B	考古学論文演習B	民俗学論文演習B
日本史専門講読I A	アジア史専門講読I A	ヨーロッパ・アメリカ史専門講読I A		
日本史専門講読I B	アジア史専門講読I B	ヨーロッパ・アメリカ史専門講読I B		
日本史専門講読II A	アジア史専門講読II A	ヨーロッパ・アメリカ史専門講読II A		
日本史専門講読II B	アジア史専門講読II B	ヨーロッパ・アメリカ史専門講読II B		
			考古学実習I	民俗学実習A
			考古学実習II A	民俗学実習B
			考古学実習II B	
日本史の諸問題I A	アジア史の諸問題I A	ヨーロッパ・アメリカ史の諸問題I A	考古学の諸問題I A	民俗学の諸問題A
日本史の諸問題I B	アジア史の諸問題I B	ヨーロッパ・アメリカ史の諸問題I B	考古学の諸問題I B	民俗学の諸問題B
日本史の諸問題II	アジア史の諸問題II	ヨーロッパ・アメリカ史の諸問題II	考古学の諸問題II	

(大学院科目の履修)

第22条 歴史学科の4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目（当該年度開講科目に限る）を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻ないしアジア文化史専攻に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。その詳細については、実施要項に定める。

(原級止者の履修)

第23条 文学部英文学科、総合人文学科、歴史学科の原級止者（以下、原級止者）は進級不足単位が32単位以下の者に限り、原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。

- 2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限48単位以内において、16単位を限度とする。
- 3 第2項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。
- 4 原級止者が履修できる次年次学科目は、必修科目及び選択必修科目、資格科目は含まない。
- 5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合は、学務係に届け出て許可を受けなければならない。

(細則の改廃)

第24条 この細則の改廃は、文学部教授会の議を経てこれを行う。

(附 則)

本細則は、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

1. 本細則は、平成20年4月1日から施行する。
2. 平成17年度、平成18年度及び平成19年度の入学生については第5条の「別表第3」を「別表第2」に読み替える。

(附 則)

- 1 本細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項の改正は、(原級止者の履修)第23条について定める。

再入学者の取扱いについて.

平成13年4月1日以降の願い出による再入学者に対しては、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、学科課程は従前どおり、再入学した学年の学科課程を適用いたします。

年度を超えた復籍者の取扱いについて.

平成13年4月1日以降の願い出による年度を超えての復籍者については、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、かつ復籍した学年の学科課程を適用いたします。